

各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費補助事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人京都市保育園連盟定款第5条に定める正会員の園（以下「保育園等」という）が利用児童等の最善の利益に資すること等を目的として、様々な創意工夫や独自性等の発揮のために実施する事業に対する補助（以下、「補助事業」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次項に定めるもののほか、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業年度 補助金を交付する年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。
- (2) 保護者支援 利用児童の保護者の負担軽減等に資する事業
- (3) 地域貢献 保育園等が所在する地域の住民の福祉向上に資する事業であり、かつ、地域と連携・協働しながら取り組む事業
- (4) 安心安全 地域住民や利用者の安心と安全を継続して確保する目的に資する事業
- (5) 他補助金 京都市や京都府・他団体等からの補助金

(実施主体)

第3条 補助事業の実施主体は、公益社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という）とする。
なお、この補助事業は連盟の予算対策委員会が所管する。

(補助事業の対象)

第4条 補助事業の対象は、保育園等が補助事業年度に実施した保護者支援、地域貢献、安心安全に該当する事業とする。

ただし、他補助金及び人件費の対象経費については、対象とすることができない。例外として、他の補助金と併用できることが明記されている補助金については、その補助金の上限額を超える部分を対象にすることができる。

(補助額)

第5条 別表の範囲内において、補助対象事業に要した実額を補助する。

- 2 前項の算定に当たり、事業費用の一部を保護者が負担している場合は、保護者負担を除いた金額を実額とする。
- 3 事業の確定額が1か園の補助上限額に達しない園があり、上限額との差額が発生することがあっても、補助金の性質上、その差額を連盟内で再配分はしない。

(補助金の申請)

第6条 保育園等は、次項に掲げる申請受付期間内に「各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費事業補助金交付申請書」(様式1)に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費事業補助金 事業明細書(様式2)
- (2) 事業の内容が分かる挙証資料(契約書・請求書等)とその事業のために支払いをした領収書の写し

ただし、リース等により領収書が発行されない場合に限り、口座名義人及び支払金額が分かる通帳の写しを提出することにより領収書の写しに代えることができる。

- (3) 振込口座変更届(変更がある場合のみ)

- (4) その他参考となる資料

2 申請受付期間は年度内に2回設けることとし、前期は補助事業年度の10月1日から10月31日、後期は補助事業年度1月4日から1月31日とする。

ただし、前期は当該年度の4月1日から9月30日の間に事業が完了し、全額支払いが済んでいるもののみ、申請可能とする。

(審査及び交付決定)

第7条 連盟は別に定める各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費審査会設置要綱に基づく審査会を設置し、保育園等から前条に規定する交付申請があったときは、第4条に規定する補助対象の事業に合致しているかどうかを審査する。

2 連盟は、前項に定める決定を行った場合は、「各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費事業補助金交付決定書」(様式3~4)により保育園等に通知する。

(実績報告)

第8条 保育園等は、事業終了後、速やかに当該補助事業年度中の状況について、「各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費事業補助金実績報告書」(様式5)により、連盟に報告しなければならない。

2 連盟は、前項に定める決定を行った場合は、「各園の創意工夫や独自性等の発揮を支援するための物件費事業補助金確定通知」(様式6)により保育園等に通知する。

3 保育園等は、前条に定める交付決定額と第1項に定める実績額に差があり、かつ、実績額よりも交付決定額が多い場合は、補助事業年度の翌年4月末日までに、差額を返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第9条 補助金は以下のとおり支払う。

- (1) 前期：補助事業年度の12月末日
- (2) 後期：補助事業年度の3月末日
- (3) 年間精算が必要な場合は補助事業年度の 翌年度4月末日

(報告、検査及び指示)

第10条 連盟は、必要があると認めたときは、保育園等に対して、補助金の執行状況等について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

2 前項の報告の要求等は、補助事業年度が終了した後も行うことができるものとする。

(決定の取消し)

第11条 連盟は、保育園等が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに決定・交付した補助金の全部又は一部を取り消し、又は交付予定額若しくは交付額を変更することができる。

- (1) 前条の規定による報告、検査及び指示を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- (2) 補助金を交付の目的外に使用したとき又は不正に使用したと認められるとき
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(改廃)

第12条 この要綱及び別表の改正・廃止は、連盟理事会の承認を経て行う。

附則

この要綱は、令和4年9月12日から施行し、令和4年4月1日に遡及して実施する。

令和5年5月22日 一部改正（第6条 第7条 第8条 第9条）

令和5年8月2日 一部改正（第4条）

令和6年9月10日 別表改正

令和7年9月8日 別表改正

令和8年6月15日 別表改正